

4-12. 那覇港管理組合規約

平成 14 年 4 月 1 日
告 示 第 1 号

改正	平成 18 年 1 月 19 日告示第 21 号	平成 18 年 4 月 12 日告示第 2 号
	平成 19 年 2 月 16 日告示第 17 号	平成 22 年 12 月 17 日告示第 23 号
	平成 23 年 11 月 10 日告示第 37 号	令和 5 年 11 月 17 日告示第 19 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)
- 第 2 章 組合の議会(第 6 条—第 10 条)
- 第 3 章 組合の執行機関(第 11 条—第 16 条)
- 第 4 章 組合の経費(第 17 条)
- 第 5 章 雑則(第 18 条)
- 附則

第 1 章 総則

(組合の目的)

第 1 条 この組合は、那覇港の開発発展と利用の促進を図るとともに、適正で能率的な管理運営を行うことを目的とする。

(組合の名称)

第 2 条 この組合は、那覇港管理組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 3 条 組合は、沖縄県、那覇市及び浦添市(以下「組織団体」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 4 条 組合は、那覇港に関する次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)の規定による港湾管理者の業務
- (2) 前号のほか、第 1 条の目的を達成するため必要な事務

(組合の事務所の位置)

第 5 条 組合の事務所は、那覇市に置く。

第 2 章 組合の議会

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

第 6 条 組合の議会の議員(以下「組合の議員」という。)の定数は 10 人とし、その選出区分は次のとおりとする。

沖縄県 5 人

那覇市 3 人

浦添市 2 人

2 組合の議員は、組織団体の議会において、それぞれ議員のうちから選挙する。

(議員の任期等)

第 7 条 組合の議員の任期は、組織団体の議会の議員の任期による。

2 組合の議員が、組織団体の議会の議員の職を失ったときは、同時に組合の議員の職を失う。

(議員の任期が満了する場合等の措置)

第 8 条 組合の議員の任期が満了するとき、又は組合の議員に欠員を生じたときは、管理者は、当該組織団体の長を経て、当該組織団体の議会の議長にその旨を通知する。

2 前項の通知を受けたときは、当該組織団体の議会は速やかに組合の議員の選挙を行う。

(選挙結果の通知)

第 9 条 組織団体の議会の議長は、組合の議員を選挙したときは、当該組織団体の長を経て管理者にその結果を通知する。

(事務局)

第 10 条 組合の議会に事務局を置く。

第 3 章 組合の執行機関

(管理者)

第 11 条 組合に管理者を置く。

2 管理者は、組織団体の長のうちから互選により選出する。

3 管理者の任期は、組織団体の長の任期による。

- 4 管理者が、組織団体の長の職を失ったときは、同時に組合の管理者の職を失う。

(副管理者)

第 12 条 組合に副管理者 3 人を置く。

- 2 副管理者のうち 1 人は常勤とし、組織団体の長が共同して推薦した者について、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。
- 3 副管理者のうち 2 人は非常勤とし、管理者の属する組織団体以外の組織団体の副知事又は副市長をもって充てる。この場合、当該職にある者が 2 人以上あるときは、あらかじめ当該組織団体の長が指名した者とする。
- 4 第 2 項に規定する副管理者の任期は 4 年とする。ただし、管理者は、任期中においてもこれを解職することができる。
- 5 第 3 項に規定する副管理者の任期は、組織団体の副知事又は副市長の任期による。
- 6 第 3 項に規定する副管理者が、組織団体の副知事又は副市長の職を失ったときは、同時に組合の副管理者の職を失う。

(会計管理者)

第 13 条 組合に会計管理者を置く。

- 2 会計管理者は、組合の職員のうちから、管理者が命ずる。

(職員)

第 14 条 前 2 条に定める者を除くほか、組合に職員を置き、その定数は条例で定める。

- 2 前項の職員は、管理者が任免する。

(事務部局)

第 15 条 管理者の権限に属する事務を分掌させるため、条例の定めるところにより、組合に必要な事務部局を置く。

(監査委員)

第 16 条 組合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が、組合の議会の同意を得て、識見を有する者のうちから 1 人及び組合の議員のうちから 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年

とし、組合の議員のうちから選任された者にあつては組合の議員の任期による。

- 4 監査委員は、組合の議員のうちから選任された者にあつては組合の議員の職を失ったときは、同時に組合の監査委員の職を失う。識見を有する者のうちから選任された者が退職しようとするときは、管理者の承諾を得なければならない。
- 5 監査委員に事務局を置く。

第4章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第17条 組合の経費は、次に掲げる収入をもって充てるものとする。

- (1) 組合の財産から生ずる収入
 - (2) 国から貸付又は管理の委託を受けた施設又は財産から生ずる収入
 - (3) 組織団体から貸付又は管理の委託を受けた施設又は財産から生ずる収入
 - (4) 国庫支出金、地方債、委託金、寄附金等の収入
 - (5) 組織団体の負担金
 - (6) その他組合に属する収入
- 2 前項第5号の負担金に係る組織団体の負担割合は、次のとおりとする。
- 沖縄県 10分の6
- 那覇市 10分の3
- 浦添市 10分の1
- 3 前項の規定にかかわらず、浦添ふ頭東緑地、海洋緑地(緑地、海浜)、マリーナ及び交流厚生用地の一部(マリーナ用地)についての第1項第5号の負担金に係る組織団体の負担割合は、次のとおりとする。
- 沖縄県 10分の8
- 浦添市 10分の2

第5章 雑則

(雑則)

第18条 この規約に定めるもののほか、組合の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 19 日告示第 21 号)

この規約は、総務大臣の許可の日(平成 17 年 12 月 26 日)から施行する。

附 則(平成 18 年 4 月 12 日告示第 2 号)

この規約は、平成 18 年 3 月 30 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 16 日告示第 17 号)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規約の施行の際地方自治法の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 53 号)附則第 3 条第 1 項の規定により出納長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、改正後の第 13 条及び第 14 条の規定は適用せず、改正前の第 13 条及び第 14 条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第 14 条の見出し及び同条第 1 項中「吏員その他の職員」とあるのは、「職員」とする。

附 則(平成 22 年 12 月 17 日告示第 23 号)

この規約は、組織団体の協議書締結の日(平成 22 年 11 月 30 日)から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 10 日告示第 37 号)

この規約は、組織団体の協議書締結の日(平成 23 年 11 月 2 日)から施行する。

附 則(令和 5 年 11 月 17 日告示第 19 号)

この規約は、組織団体の協議書締結の日(令和 5 年 11 月 9 日)から施行する。